

(一社)九州貸切バス適正化センター 29年度第2回諮問委員会 議事内容

日 時：平成30年3月14日(水)10:00～11:35

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員) 辰巳委員長、川下副委員長、長岡委員、越智委員
(適正化センター) 原代表理事、阿部首席指導員、酒井事務員

オブザーバー：(運輸局) 運輸局自動車交通部坂本次長

主な意見

<業務執行状況報告について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

川下委員：巡回指導結果における項目別の「適」「否」とは、具体的にどのような基準であるか。

運輸局：国土交通省が作成した「貸切バス適正化機関 巡回指導マニュアル」に基づき、判断している。どの程度違反しているか、という基準ではなく、一カ所でも違反箇所があれば「否」となる。

越智委員：実態として「点呼の実施及び記録、保存」の項目が一番の主な違反内容に上がっているということは、安全上、相当問題があるように感じる。

運輸局：毎月の適正化センターから定例報告を受けているが、点呼をしていない事業者はほとんどいない。点呼簿において、記載や指導について項目が抜けている等の違反が大半を占める、という報告を受けている。

川下委員：「届出運賃の適正な収受」という項目は、具体的にどのように確認を行っているのか。

事務局：運送引受書を確認するのはもちろんのこと、行程等を実際に確認した上で、時間や距離を計算し、適正な範囲内の運賃であるかを個別に確認している。指摘した事業者には、下限割れが多い。

川下委員：項目別の評価分類におけるCの事業者は、全体の項目の3割は出来ていない、という評価である。評価が低い事業所に対して、運輸局が監査を実施することはあるのか。

運輸局 : 毎月の指導結果については、連絡会議において定例報告を受けている。どのような指導結果であっても、巡回指導による指摘事項についてはセンターが改善実施状況を確認し、未改善の事業者に対しては国が監査することが基本である。ちなみに、今回の C の事業者についても、巡回指導後、改善が行われたという報告は受けている。ただし、今年度の C の事業者については、違反が多いということで、次年度の監査対象に入れるよう検討をしている。

事務局 : 他ブロックの適正化機関における評価では、当法人の評価に比べて A の事業者が多い。

運輸局 : 本来は A の事業者が多いのは当然なのだが、西日本ブロックにおける適正化機関同士の連絡会議等で意見交換を行ったところ、巡回指導のやり方について、適正化機関間で若干の違いがあるようである。確認項目 45 項目をチェックするので、九州においては午前と午後に分け、1 日 4・5 時間をかけて、1 事業者ずつ指導している。巡回指導方法の全国的な標準化に向け、国土交通省に指導してほしいという要望を出している。

辰巳委員 : 巡回指導項目の 45 項目は、対象事業者に対して事前に通知しているのか。

運輸局 : 巡回指導事業者へは、運輸局から事前に巡回指導通知を送付し、当日用意すべき書類の準備を通知している。

原代表理事 : 貸切バスの事故防止のためには、運行管理者の常駐等が必要なので、適正な運賃の収受が大前提である。運賃の収受がしっかりできるような体制を各事業者には取ってもらいたい。

<負担金の額及び徴収方法について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

辰巳委員 : 全国の各ブロック適正化機関における指導員数、巡回指導件数、負担金額の違いはどのような要因によるものか。また、来年度各ブロックも指導件数や指導員は増加するのか。

運輸局 : 九州管内においては、適正化センターの巡回指導 5 年目には、継続監視リストの事業者を除く、九州島内の全営業所に巡回指導できるような体制を整えたいと考

えている。それまでの4年間では、全営業所に2周できるよう、指導員を増員したり、NASVAの指導員を活用したりするなどの体制を考えている。

あるブロックでは嘱託指導員を採用したり、全国的にはNASVAの活用度合いが違う等、各ブロックごとに特色があり、負担金に差があると把握している。

当法人も、事業嘱託指導員の採用やNASVAの活用等は、事業者負担とのバランスを取りながら検討したい。

現在、他ブロックにおいても、来年度の事業計画を策定しているところであるが、他ブロックの適正化機関も、来年度以降、指導件数や指導員が増加すると認識している。

辰巳委員：今年度負担金よりも来年度負担金が増額となり、今後も負担金は増加していくという計画であるが、業界全体の理解は得られているのか。

運輸局：九州各県において、今年度の巡回指導開始前に説明会を実施している。その中で、体制整備完了後の負担金が営業所単位であれば、最大20万円程度になると示している。

川下委員：貸切バス事業者の立場として、負担金の額は小さな負担ではない。しかし、貸切バス業界全体の安全性向上のためには、やむを得ないと考えている。今後もコスト意識をもって、事業にあたってほしい。

長岡委員：今年度は、結果的に未納事業者はいなかったということだが、来年度、負担金を期限までに入金しないような事業者は、資金繰りがうまくいっていない、下限割れをするような事業者であるなど、そもそも経営者の資質に問題があることが考えられる。その理由を把握する必要があるのではないか。

運輸局：他ブロックにおいては、未納事業者が発生していると聞いている。来年度以降、未納事業者が発生した場合は、運輸局から延滞理由の聞き取りを行っていきたい。

長岡委員：来年度、未納事業者については、巡回指導の優先順位を上げたり、運輸局の監査対象にする等の対策が必要ではないか。

運輸局：承知しました。

<事業計画・収支予算ならびに資金計画について>

事務局からの説明の後、下記の通り意見が述べられた。

長岡委員：収支予算における、当期繰越収支差額、また、次期の繰越収支差額は今後どのように処理するのか。

事務局：当期(29年度)に関しては、当法人の初めての決算であり、決算の確定前であるため、来年度予算に収支差額は反映させていない。今年度収支差額に関しては、31年度の負担金計算から反映される予定である。

越智委員：30年度には巡回指導員を2名増員する予定である、とのことだが、将来の体制整備完了時点では、指導員は何人ほどの体制になるのか。

運輸局：国の試算では、指導員最低9名ほどの体制になる。
また、全ての事業者を福岡から出張して、巡回指導するのではなく、鹿児島などの南九州にも適正化センターの事務所を置く方向で検討していく予定である。

越智委員：指導員の業務量・移動が多くなると、指導員の健康状態も気になる。
無理のないような指導体制を取ってほしい。指導員はどのように採用しているのか。また、週2日は休める体制なのか。

事務局：ハローワークで公募を行っている。内規で土日祝・年末年始を公休日としている。事業者負担を考慮しつつ、NASVAとの協力体制をとりながら、今後も巡回指導にあたりたい。